

下記の施設基準に該当しています。

(1) 基本診療料の施設基準等

- 急性期一般入院料5 (2、5 階病棟)
- 結核病棟入院基本料 10 対 1 入院基本料 (2 階病棟)
- 障害者施設等入院基本料7対 1 入院基本料 (3、4 階病棟)
- 診療録管理体制加算1
- 50対1急性期看護補助体制加算
- 特殊疾患入院施設管理加算 (3、4 階病棟)
- 療養環境加算 (2、3、4、5 階病棟)
- 重症者等療養環境特別加算
- 摂食障害入院医療管理加算(1、2、5 階病棟)
- 医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算)
- 感染防止対策加算1(感染防止対策地域連携加算、抗菌薬適正使用支援加算)
- 患者サポート体制充実加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- データ提出加算1
- 入退院支援加算1(地域連携診療計画加算)
- 認知症ケア加算3
- 小児入院医療管理料 5
- 児童・思春期精神科入院医療管理料(1 階病棟)
- 病棟薬剤業務実施加算1
- 医師事務作業補助体制加算2(100対1補助体制加算)
- せん妄ハイリスク患者ケア加算

(2) 特掲診療料の施設基準等

- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料 1、2
- 開放型病院共同指導料(Ⅰ)
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 地域連携診療計画加算
- 医療機器安全管理料 1
- 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- 検体検査管理加算(Ⅱ)
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 神経学的検査
- 画像診断管理加算 2
- ポジトロン断層撮影
- CT撮影 64 列以上、MRI撮影 1.5 テスラ以上 3 テスラ未満
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 障害児(者)リハビリテーション料
- がん患者リハビリテーション料
- 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)
- 胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)

令和3年4月1日

独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院長